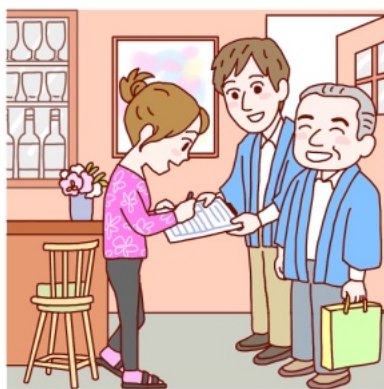


申告期限の延長、簡易な方法で可能に！

感染者や自宅待機者の他、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難な場合、申告所得税・消費税などの確定申告・納付の期限を、4月15日まで延長可能とする「簡易な方法」が国税庁から公表されました。



確定申告の延長申請の実際の手順

確定申告書の枠外余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記入して提出します。

(e-Taxの場合は延長申請のための所定欄があります)

また、法人税や法人消費税、相続税なども、簡易な方法による延長の対象になります。

注意！ 税の納付は申告書の提出日までに！

本来の法定申告・納付期限（所得税は3月15日、個人消費税は3月31日）を延長する場合、4月15日までに申告書を提出した日が、税を納付する期限日になります。

たとえば4月13日に確定申告書を提出した場合、同日が納付期限です。その申告に基づく税を4月15日に納めると、期限後の納付扱いで延滞税がかかる可能性があります。期限延長した時の税の納付は、確定申告書の提出と同日までに行いましょう。

なお、確定申告書を税務署に郵送する場合は、通信日付印の日が提出日として扱われます。

また、通帳からの振替納税にしている人が延長申告を行った場合、税務署側の手続きが4月21日（所得税）、4月26日（消費税）の振替日までに、おそらく間に合いません。

その際の新たな振替日は「別途お知らせします」と発表されています。延長後の振替日に注意し、当日に残高不足となることがないようにしましょう。

コロナ禍の影響で4月16日以降も

確定申告・納税ができない場合は

本人や配偶者、従業員、同居家族のコロナ罹患など、簡易な延長申請の期限後も申告納税ができない事情があるときは、申告等ができるようになった日から2ヶ月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、税務署長の承認を受けることで個別延長の適用を受けることができます。

延長の必要ない人は皆と一緒に集団申告に参加を！

申告できない事情のある人以外は、早めに確定申告書を作成し、重税反対全国統一行動に参加しましょう。

支部主催の確定申告相談会への参加にあたって

個人の確定申告の受付が2月16日から始まります。尾北民商でも支部によっては、もう申告相談会が始まっています。

3月11日（金）の重税反対全国統一行動までは、民商が一番忙しい期間になります。

支部の相談会に参加する際は、マスクの着用・手指消毒の徹底、近距離対面を避けて適切な距離を取るなど、感染対策にご協力ください。

また当日は、必要な物をあらかじめ用意してご来場ください。①収支を書き込んだ計算書、②税務署から



送られてきた申告書類、③国民健康保険などを2021年中に支払った額を証明するもの、年金、生命保険、源泉徴収票などの書類、④扶養関係にある人の氏名、生年月日が分かるもの、⑤住宅借入金控除のある方は銀行の残高証明など、⑥印鑑、筆記具、電卓、前の年度の申告書の控え、⑦これら以外でも必要と思われるものは全て持って来てください。

加えて、申告相談会会場には家族友人知人から集めた「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願署名」「憲法改悪を許さない全国署名」を持参してください。

皆さん、支部ごとの相談会のお知らせを今一度確認の上、早め早めの参加をよろしくお願ひします。

重税反対全国統一行動！

3月11日（金）午前9時45分より 小牧駅東口広場にて

※新型コロナウイルス感染症の広がりや緊急事態宣言が発令されたなどの場合は予定を変更します。

尾北民商
ニュース

2022年
2月14日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390